

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 3 月 17 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会 長 森 友 信

1 指示の内容

殻長 3 センチメートル以下のあさは、採捕してはならない。

ただし、第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合又は山口県漁業調整規則（令和 2 年山口県規則第 46 号）第 48 条第 1 項の許可（同規則第 36 条第 1 項に規定するあさに係るものに限る。）を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

2 適用海域

山口県瀬戸内海海区

3 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで